

大阪府立臨海スポーツセンターにおける利用料金の減免・還付に関する取扱い要領

指 定 管 理 者
南海ビルサービス株式会社

1. 障がい者等の適用範囲について

- ・知的障がい者で公的機関の発行する証明書とは、特別支援学校の学校長が発行する証明書（生徒手帳を含む）及び医療機関の発行する証明書等をいう
- ・減免の対象として取り扱う介護者の人数については障がい者1名につき原則1名とする
- ・障がい者のために設置された学校、施設は障がい者等が組織する団体とする
- ・障がい者等が集まった任意のグループの場合においても、障がい者等の団体として取り扱う

2. 障がい者等の個人が駐車場を使用する要領について

- ・事前に申告、駐車当日に障がい者手帳を持参、提示を原則とする

3. 天災その他やむを得ない理由の範囲、取扱いについて

- ・暴風警報等、警報が発令され主催者が行事を中止した場合に指定管理者がやむを得ないと判断した場合において利用しなかった区分の全額を還付する
- ・指定管理者の都合による日程変更で利用できなくなった場合は全額を還付する

附則

この要領は2021年4月1日から施行する